

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

漁業構造動態調査（以下「調査」という。）は、5年ごとに実施する漁業センサス（全数調査）以降の年の漁業構造の変化を明らかにするため、漁業の就業者や経営体等の基本的事項を把握し、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

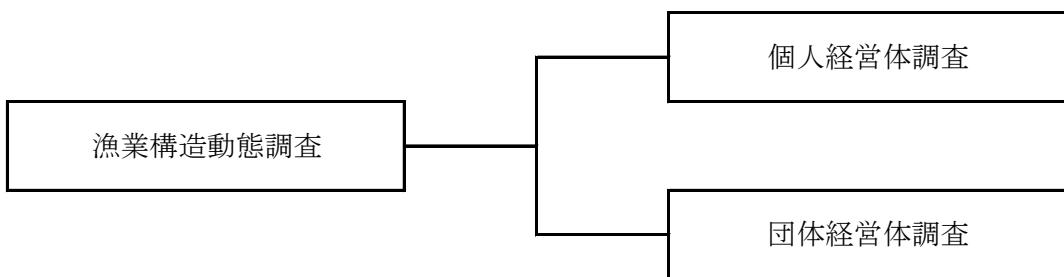
## 2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

## 3 調査機構

調査は、農林水産省－民間事業者－報告者の調査系統で実施した。

## 4 調査体系



## 5 調査の対象

### (1) 個人経営体調査

2023年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）（以下「漁業センサス」という。）で把握した個人経営体及び調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数（以下「漁業センサス時の海上作業従事日数」という。）が30日未満の世帯

### (2) 団体経営体調査

漁業センサスで把握した団体経営体

## 6 抽出方法

### (1) 個人経営体調査

漁業センサスの客体名簿を母集団とし、大海区別に最適配分して標本経営体を抽出している。

### (2) 団体経営体調査

漁業センサスで把握した団体経営体を母集団とし、漁業就業者数が29人以上の経営体は全数階層とし、それ以外の経営体は大海区別に最適配分して標本経営体を抽出している。

## 7 調査事項

- (1) 個人経営体調査
- ア 漁業経営の状況
  - イ 世帯員の人数
  - ウ 漁業を行った世帯員の従事状況
  - エ 海上作業に雇った人数
  - オ 世帯としての収入
  - カ 過去1年間に販売金額の最も多かった漁業種類
  - キ 漁獲物・収穫物の販売金額
  - ク 使用した漁船規模
- (2) 団体経営体調査
- ア 漁業経営の状況
  - イ 漁業に従事した責任がある者の従事状況
  - ウ 海上作業に雇った役職者の従事状況
  - エ 海上作業に雇った人数
  - オ 過去1年間に販売金額の最も多かった漁業種類
  - カ 漁獲物・収穫物の販売金額
  - キ 使用した漁船規模

## 8 調査の時期

- (1) 調査期日
- 令和6年11月1日現在
- (2) 調査実施期間
- 調査票配布開始：令和6年10月下旬
- 調査票回収期限：令和6年11月末

## 9 調査の方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査対象に調査票を郵送し、郵送又は政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）により回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、期日までに回収できなかった調査票については、電話または対面により民間事業者が調査事項を聞き取る他計調査の方法で実施した。

## 10 調査対象者数

各調査の調査対象者数、有効回答数等は次のとおりである。

区分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
個人経営体調査	6,070 経営体	3,485 経営体	57.4%
団体経営体調査	922 経営体	710 経営体	77.0%

注：有効回答数とは、無効回答を除く集計に用いた調査対象者の数である。

## 11 集計方法

集計は、以下の式のとおり、推定対象項目ごとに対応する漁業センサスの結果を補助変量とする比推定により算出した。

回答のうち、疑義照会の実施後においても、欠測等の疑義の解消に至らなかつたものは、直近の調査値（漁業センサス又は漁業構造動態調査の値）で補完する等した上で推定した。また、比推定に当たり、標本経営体の漁業センサス結果がない推定対象項目については、標本の抽出率を用いた単純推定により推定した。

なお、推定対象項目ごとに異なる倍率で復元していることから、概念上大小関係がある推定対象項目であっても、結果上では逆転する場合があることに留意する必要がある。

### (1) 個人経営体調査

6-(1)で抽出した標本経営体について、漁業センサス時の海上作業従事日数 30 日以上の階層及び 30 日未満の階層に区分し、以下のとおり、階層別に集計した。

#### ア 漁業センサス時の海上作業従事日数 30 日以上の階層

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^{m_1} y_{1i} \times \frac{\sum_{i=1}^{m_1} x_i}{\sum_{i=1}^{m_1} y_{1i}}}{\sum_{i=1}^{m_1} y_{1i} + \sum_{i=1}^{m_2} y_{2i}} \times Y$$

$\hat{X}$  : 大海区別の推定値

$m_1$  : 大海区内の経営体数

$m_2$  : 大海区内の年間海上作業従事日数 30 日未満又は廃業等の標本数

$x_i$  : 大海区内の  $i$  番目の経営体に係る調査値

$y_{1i}$  : 大海区内の  $i$  番目の経営体に係る漁業センサス調査値

$y_{2i}$  : 大海区内の  $i$  番目の年間海上作業従事日数 30 日未満又は廃業等の回収標本に係る漁業センサス調査値

$Y$  : 大海区別の合計値に係る漁業センサス調査値

イ 漁業センサス時の海上作業従事日数 30 日未満の階層

$$\hat{X} = \frac{N}{n} \left( \frac{n_1 + n_2}{n_1} \right) \sum_{i=1}^{n_1} x'_i$$

$\hat{X}$  : 大海区別の推定値

$N$  : 漁業センサス時の海上作業従事日数 30 日未満の母集団の大きさ

$n$  :  $n_1 + n_2$

$n_1$  : 大海区内の経営体数

$n_2$  : 大海区内の年間海上作業従事日数 30 日未満又は廃業等の標本数

$x'_i$  : 大海区内の  $i$  番目の経営体に係る調査値

(2) 団体経営体

漁業センサスで把握した団体経営体について、漁業就業者数 29 人<sup>(注)</sup>以上の団体経営体を第 1 階層、29 人未満の経営体を第 2 階層とし、第 1 階層のうち、補助変量項目の値が 1 つでも同階層の平均に標準偏差の 2 倍を加えた値以上に乖離している経営体を第 1 階層（うち特殊階層）、それ以外を第 1 階層（うち推定階層）に区分し、以下のとおり、階層別に集計した。

なお、全国値は、ウで算出した第 2 階層の大河区別の推定値の合計に、アで算出した第 1 階層（うち特殊階層）の大河区別の推定値の合計及びイの（ア）で算出した第 1 階層（うち推定階層）の全国推定値を合計した。

（注）漁業就業者数に関する全国の平均に標準偏差の 2 倍を加えた値である。

ア 第 1 階層（うち特殊階層）

$$\hat{X} = \sum_{i=1}^n x_i$$

$\hat{X}$  : 第 1 階層（うち特殊階層）の大河区別の推定値

$n$  : 第 1 階層（うち特殊階層）の大河区別の経営体数

$x_i$  : 第 1 階層（うち特殊階層）の大河区内の  $i$  番目の経営体に係る調査値

ただし、特殊階層において未回収の調査対象があった場合は、 $x_i$  は直近の調査値（漁業センサス又は漁業構造動態調査の値）によって補完した。

イ 第1階層（うち推定階層）

(ア) 全国推定値

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y$$

$L$  : 階層（大海区）の数（9）

$\hat{X}$  : 第1階層（うち推定階層）の全国の推定値

$n_i$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の経営体数

$x_{ij}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る調査値

$y_{ij}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る漁業センサス調査値

$Y$  : 第1階層（うち推定階層）の全国の合計値の漁業センサス調査値

(イ) 大海区別推定値

$$\hat{X}_k = \left( \hat{X} - \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij} \right) \cdot \frac{X'_k - \sum_{j=1}^{n_k} x'_{kj}}{X' - \sum_{i=1}^L \sum_{j=1}^{n_i} x'_{ij}} + \sum_{j=1}^{n_k} x_{kj}$$

$L$  : 階層（大海区）の数（9）

$\hat{X}$  : 第1階層（うち推定階層）の全国の推定値

$n_i$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の経営体数

$\hat{X}_k$  : 第1階層（うち推定階層）の  $k$  大海区の推定値

$X'_k$  : 第1階層（うち推定階層）の  $k$  大海区の漁業センサス調査値

$x_{ij}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る調査値

$x_{kj}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $k$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る調査値

$n_k$  : 第1階層（うち推定階層）の  $k$  大海区の経営体数

$x'_{ij}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $i$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る漁業センサス調査値

$x'_{kj}$  : 第1階層（うち推定階層）の  $k$  大海区の  $j$  番目の経営体に係る漁業センサス調査値

$X'$  : 第1階層（うち推定階層）の全国の合計値の漁業センサス調査値

ウ 第2階層

$$\hat{X} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y$$

$\hat{X}$  : 第2階層の大海区別の推定値

$n$  : 第2階層の大海区内の経営体数

$x_i$  : 第2階層の大海区内の  $i$  番目の経営体に係る調査値

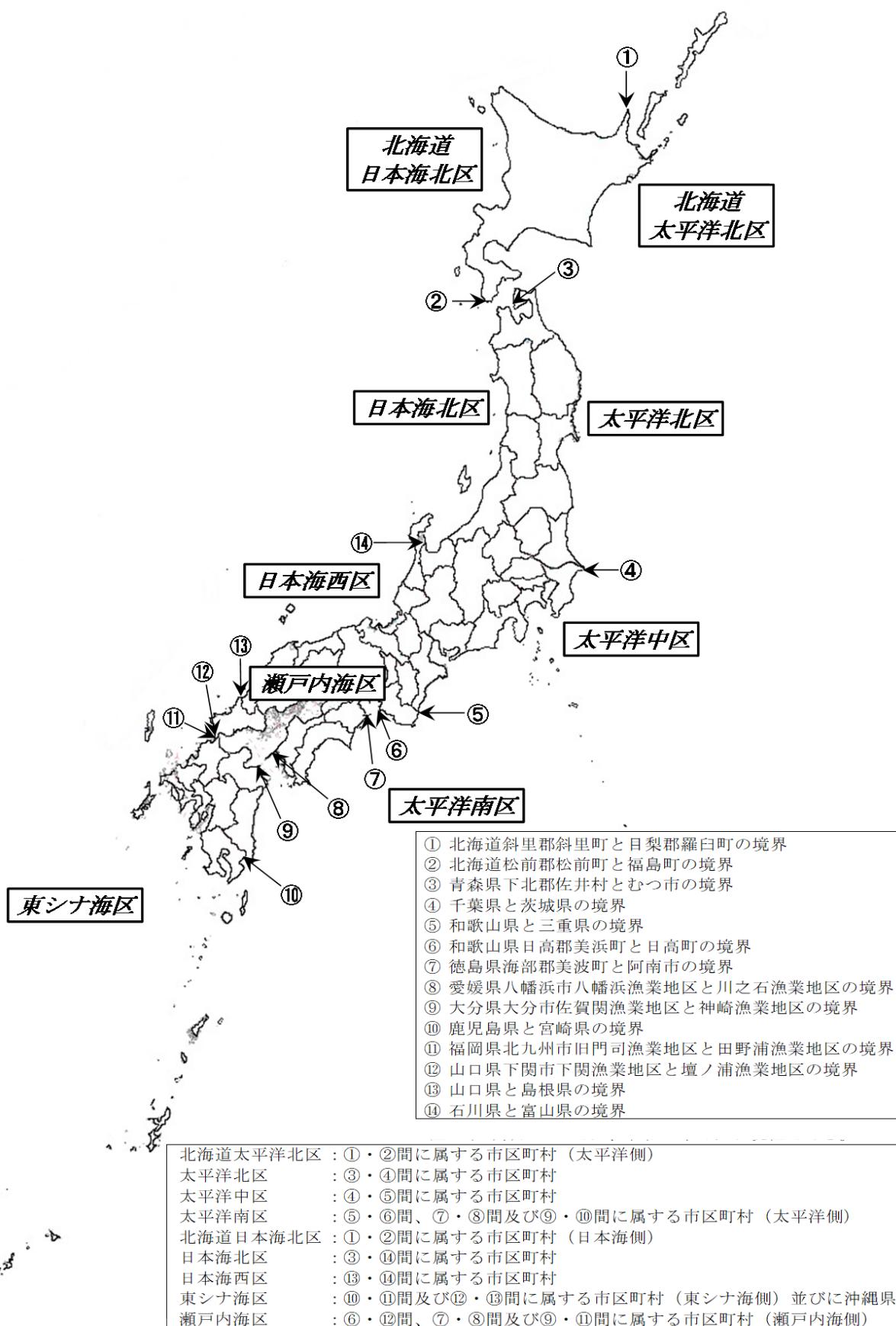
$y_i$  : 第2階層の大海区内の  $i$  番目の経営体に係る漁業センサス調査値

$Y$  : 第2階層の大海区内の合計値の漁業センサス調査値

## 12 実績精度

全国の漁業就業者数についての実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、1.3%である。

## 13 大海区の表章区分



## 14 用語の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	令和5年11月1日から令和6年10月31日までの期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、過去1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の世帯は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態により、次のとおり区分した。
個人経営体	世帯で漁業を営んだ漁業経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営等をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	複数の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体の営んだ漁業種類及び過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数により、次のとおり区分した。 (1) 過去1年間の販売金額の最も多い漁業種類が定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (2) (1)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数により区分。
漁業層	漁業経営体を過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数及び経営体階層により、次のとおり区分した。

沿岸漁業層	過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数が10トン未満（動力漁船非使用を含む。）及び経営体階層が定置網及び海面養殖に該当したものをいう。
中小漁業層	過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数が10トン以上1,000トン未満のものをいう。
大規模漁業層	過去1年間に使用した動力漁船の合計トン数が1,000トン以上のものをいう。
漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、自家消費分は販売金額に含まない。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自営漁業のみ	調査期日現在の個人経営体の世帯員のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない満15歳以上で過去1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	団体経営体における責任のある者のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
漁業雇われ	調査期日現在で海上作業に雇っている日本人のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
経営主	自営漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。
団体経営体における責任のある者	団体経営体における過去1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。
役職者	団体経営体における責任のある者及び調査期日現在で海上作業に雇っている日本人のうち役職に就いている者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。

船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長（コック長）など海上作業の各部門における責任者をいう。なお、役職には就いていない役員も含む。
漁船	<p>過去1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用したもの</p> <p>をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、過去1年間に漁業生産のために使用したもののうち、調査期日現在で保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業のほか、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員の作業も含む。）。</p> <p>(2) 定置網漁業では、網の張立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p>

- (4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。
- (5) 養殖業では、次の作業をいう。
- ア 海上養殖施設での養殖
- (ア) 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- (イ) いかだやひび（枝付きの竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て及び取外し
- (ウ) 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- イ 陸上養殖施設での養殖
- (ア) 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
- (イ) 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
- (ウ) 池又は水槽の見回り
- (エ) 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- (オ) 収穫物の取り上げ作業

#### 漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には以下のものをいう。

- (1) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- (2) 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
- (3) 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- (4) 悪天候時の出漁待機
- (5) 餌の仕入れ及び調餌作業
- (6) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
- (7) 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- (8) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工業
- ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有し、その製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。
- (9) 自営漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

#### 個人経営体の専兼業分類

個人経営体を過去1年間の世帯としての収入の状況により、次のとおり区分した。

#### 専業

個人経営体の世帯としての過去1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

#### 第1種兼業

個人経営体の世帯としての過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

#### 第2種兼業

個人経営体の世帯としての過去1年間の収入が自営漁業以

大海区	外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
-----	--

## 15 利用上の注意

### (1) 調査について

本調査は漁業センサス以降の年の漁業構造の変化を把握するために行う調査であり、漁業センサスが全数調査であるのに対し、本調査は標本調査であるため、表章されている値は全て推定値であることから、漁業センサス結果と本調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

### (2) 統計の表示について

ア 本統計の数値は、推定値の原数を下1桁で四捨五入して表示したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」：上記アの四捨五入によるもの（例：4人→0人）

「-」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

ウ 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「水産業」の「漁業構造動態調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

[https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou\\_doukou/#r](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_doukou/#r)

### (3) その他

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年漁業構造動態調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

## 16 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課  
 センサス統計室 農林漁業構造統計班  
 代表：03-3502-8111 内線3664  
 直通：03-3502-8093

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>